

改元詔書交付を伝える電報（昭和元年）



入場無料

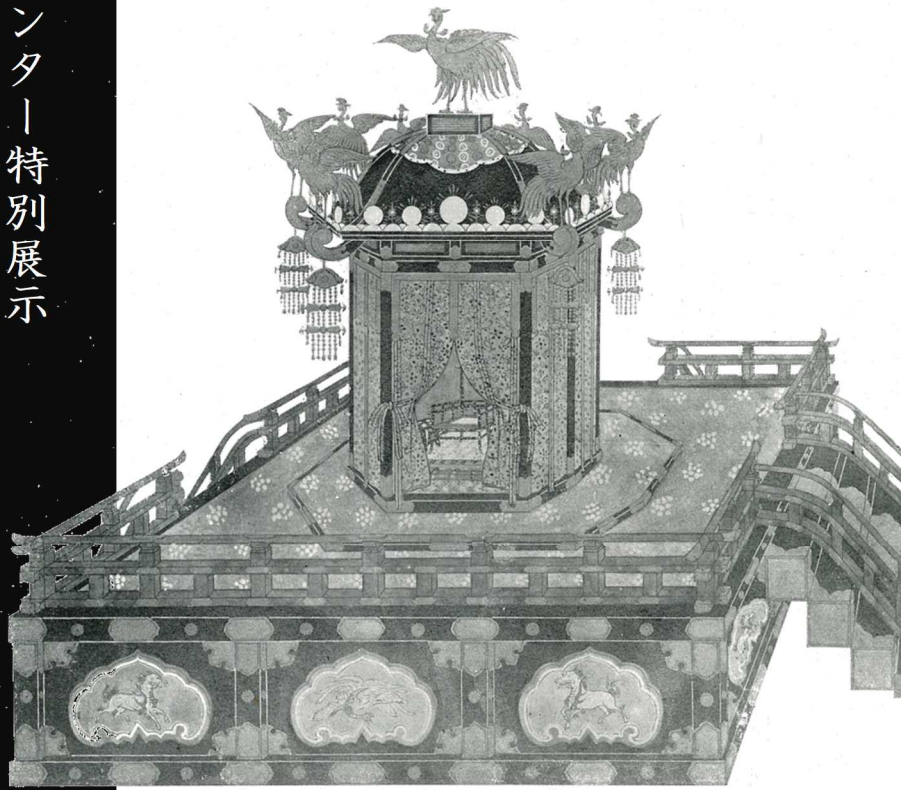
『改元』とその時代

— 明治から平成まで —

平成30年度宮崎県文書センター特別展示

平成30年は、明治元年（1868）以来150年に当たり、この間、明治、大正、昭和、平成と改元されています。

宮崎県文書センターでは、来年度に予定されている今上天皇の御退位と皇太子の御即位に伴う改元を前に、所蔵する公文書や資料等により、それぞれの改元当時の日本や宮崎の動きなどを分かりやすく紹介します。



高御座（大正4年『宮崎県大観』より）

平成30年

期 間 **11** 月 **5** 日（月）
 ~ **12** 月 **21** 日（金）

開館時間 午前9時～午後5時

土曜日・日曜日・祝日は休館

場 所 宮崎県文書センター

（県庁6号館）

元 号（げんごう）

- 年号ともいう。紀元法の一形態。
- 紀元前140年に前漢の武帝によって立てられた建元（けんげん）にさかのぼる。
- 日本では、645年の「大化」が最初の元号である。
- その後、断絶もあったが、701年の「大宝」以後は連続し、現在に至る。

改 元（かいげん）の時期

- 平安時代以降は、皇位の継承があった場合、その翌年に改元するのが、通例であった。
- 皇位の継承があった場合のほか、瑞祥、災異、干支（辛酉・甲子）などの理由でたびたび改元が行われてきた。
- 明治時代に一世一元（天皇一代で一つの元号）とされた。
- 明治への改元は、皇位の継承の翌年であった。明治42年に定められた登極令（とうきょくれい）で直ちにとされ、これにより、大正、昭和への改元では、皇位の継承の日に改元が行われた。
- 平成への改元は、政令により昭和天皇崩御の1月7日に決定、公布された。施行日は、附則により「公布の日の翌日から施行する」とされた。

踐 祚（せんそ）

- 皇嗣が天皇の位を受け継ぐこと。
- 踐祚は皇位の連続という考え方からすれば先帝崩御の即日行われるべきものであるが、明治以前では崩御と踐祚との間に若干の時日を隔てる例が少なかった。
- 明治22年制定の皇室典範は、「天皇崩するときは皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く」と規定し、踐祚は、天皇崩御ののち直ちに行われるべきことを明示した。
- この点は、昭和22年制定の皇室典範においても同様である。

追 号（ついごう）

- 追号は、生前に関係のあった地名や年号から取られたおくり名である。諡（おくりな）ともいう。
- 近代以降は、天皇は元号が追号とされている。
- 昭和天皇の場合を例にとると、ご即位中は、「今上（きんじょう）天皇」と呼ばれ、崩御されて追号されるまでの間は、大行（たいこう）天皇と呼ばれる。追号が公示されると、「昭和天皇」と呼ばれるようになった。



詳しくは、特別展示を御覧ください。